

中規模開発事業土地利用方針 届出書

R7年 8月 26日

(宛先) 鎌倉市長



住所
事業者 氏名 酒井 義志 印
LEE YING PEI 李 盈佩
電話
住所 藤沢市鵠沼桜が岡 4-14-18-201
代理人 氏名 山下設計 山下正臣 印
電話 0466-26-9193

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

鎌倉市まちづくり条例第41条の規定により、次のとおり届け出ます。

事業 区 域 の 状 況	事業の目的	☒ 区画の分割	用途 区画数	☒ 一戸建ての住宅用宅地 (2 区画)			
		☐ 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数		階数		
			戸数		高さ		
	事業区域	☐ その他					
		地名地番	鎌倉市 今泉台六丁目900番581ほか1筆の各一部				
	土地利用規制	面積	498.59 m ² ☐ 公簿 ☒ 実測				
		区域区分	☒ 市街化区域	☐ 市街化調整区域			
		宅地造成工事規制区域	☒ 区域内	☐ 区域外			
		風致地区	☒ 第2種風致地区	☐ 区域外			
		用途地域	第1種低層住居専用地域 (容積率 80%/建蔽率 40%)				
適用区分	保全対象緑地	☒ 区域内 (近郊緑地保全区域(今泉地区)) ☐ 区域外					
	その他						
	☐ 特定土地利用 ☐ 条例第2条第1項第6号ア ☐ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満 ☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満 ☐ 条例第2条第1項第6号イ (500 m ² 未満) ☐ ワンルーム建築物の建築 ☐ 葬祭場の建築 ☒ 条例第2条第1項第6号ウ (300 m ² 以上 500 m ² 未満) ☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1) ☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2) ☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域) ☒ 土地に関する区画の分割 (すべての地域) ☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域) (切土: m ³ 、盛土: m ³ 合計: m ³)						

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。



TITLE		DATE	
(仮) 今泉台六丁目 宅地開発		2025. 07. 25	
DRAWING		SCALE	No.
開発区域位置図		1/2500	1
山下設計		一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣	

	開発区域ライン
	区画割ライン
	緑化スペース(宅地の20%)
	雨水樹 塩ビ200φ 雨水管 VU100
	最終雨水樹(浸透式)塩ビ300φ×600H ダクトイル鋳鉄蓋 取付管 VU100



土地利用面積表			
名 称	面積(m ²)	比率(%)	備 考
宅 地	498.59	100.00	① ~ ② 専用住宅2区画
合 計	498.59	100.00	

※切土盛土なし

TITLE	(仮) 今泉台六丁目 宅地開発	DATE	2025. 07. 25
DRAWING	土 地 利 用 計 画 図	SCALE	1/200
山下設計	一級建築士事務所 知事登録 第13220号 一級建築士 大臣登録 第121517号 山下正臣		

境界凡例	
	市コンクリート杭
	市金属プレート標
	コンクリート杭
	金属プレート標
	金属板
	図上点
	測量基準点